

【建設業の場合】

建設業では、作業所（現場）を総括的に管理している本店・支店等が、その管理する行政区域単位ごとに発生量を合計して処理計画等を作成し、それぞれの行政機関に提出してください。

法定多量排出事業者にあたるかどうかの判断は、行政区域内の各作業所（現場）の発生量を合計して判断してください。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。）における排出事業者には、元請業者が該当します。

<事業場とこれを管理する支店等が異なる都道府県（市）に位置する場合>

